

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津山市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

津山市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、乳幼児健診データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務 ⑤伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金支給)に係る事務 ⑥申請・届出の受理については、窓口や郵便以外に「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む場合を含む。
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、未熟児養育医療システム、利用者台帳管理システム、支援記録システム、情報提供ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル、未熟児養育医療ファイル、利用者台帳管理ファイル、支援記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49、101の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条8号、別表第二 69の2、70、121 【情報提供】番号法第19条8号、別表第二 69の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども保健部子育て推進課 こども保健部健康増進課
②所属長の役職名	子育て推進課長 健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 津山市山北520番地 TEL0868-32-2054
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども保健部子育て推進課 TEL 0868-32-2065 こども保健部健康増進課 TEL 0868-32-2069 津山市山北520番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月15日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	こども課長 織田敬子 健康増進課長 赤松重人	こども課長 平井良幸 健康増進課長 今村弘樹	事後	人事異動のため
令和1年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務	事後	低体重児の届出について、番号法別表二において、記載されているが、他法等に基づいての実施でもあるため、母子保健法に関する事務から、明記して実施事務の明確化を図るもの
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 70	番号法第19条7号、別表第二 69の2、70	事後	番号法の一部改正に伴う
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	こども保健部こども課 こども保健部健康増進課	こども保健部子育て推進課 こども保健部健康増進課	事後	機構改革のため
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども課長 平井良幸 健康増進課長 今村弘樹	子育て推進課長 健康増進課長	事後	様式変更による
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども保健部こども課 TEL 0868-32-2179 こども保健部健康増進課 TEL 0868-32-2069 津山市山北520番地	こども保健部子育て推進課 TEL 0868-32-2179 こども保健部健康増進課 TEL 0868-32-2069 津山市山北520番地	事後	機構改革による
令和1年6月30日	II しいき値判断項目 1. どの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式変更による
令和2年6月1日	②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、乳幼児健診データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務	事後	乳幼児健診データの市町村間情報連携実施に伴う事務の追加
令和2年6月1日	③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、未熟児養育医療システム、利用者台帳管理システム、支援記録システム	健康管理システム(母子保健)、未熟児養育医療システム、利用者台帳管理システム、支援記録システム、情報提供ネットワークシステム	事後	乳幼児健診データの市町村間情報連携実施に伴う事務の追加
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 69の2、70	番号法第19条8号、別表第二 69の2、70	事前	法改正に伴う字句の修正(法施行:令和3年9月1日)
令和4年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 69の2、70	【情報照会】番号法第19条8号、別表第二 69の2、70 【情報提供】番号法第19条8号、別表第二 69の2	事後	
令和5年2月9日	②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、乳幼児健診データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、乳幼児健診データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務 ⑤伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金支給)に係る事務	事前	
令和5年2月9日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項	番号法第9条第1項、別表第一の49、101の項	事前	
令和5年2月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条8号、別表第二 69の2、70 【情報提供】番号法第19条8号、別表第二 69の2	【情報照会】番号法第19条8号、別表第二 69の2、70、121 【情報提供】番号法第19条8号、別表第二 69の2	事前	
令和5年9月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、乳幼児健診データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務 ⑤伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金支給)に係る事務	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析、養育医療の支給管理の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届、乳幼児健診データ提供 ③未熟児養育医療の支給管理 ④母子保健法による保健指導に関する事務 ⑤伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業(出産・子育て応援交付金支給)に係る事務	事後	びったりサービス利用開始に伴う変更
令和5年9月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、未熟児養育医療システム、利用者台帳管理システム、支援記録システム、情報提供ネットワークシステム	健康管理システム(母子保健)、未熟児養育医療システム、利用者台帳管理システム、支援記録システム、情報提供ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	申請管理システムを新規に利用するため
令和5年9月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 1. どの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	システム利用見直し
令和5年9月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 1. どの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	システム利用見直し